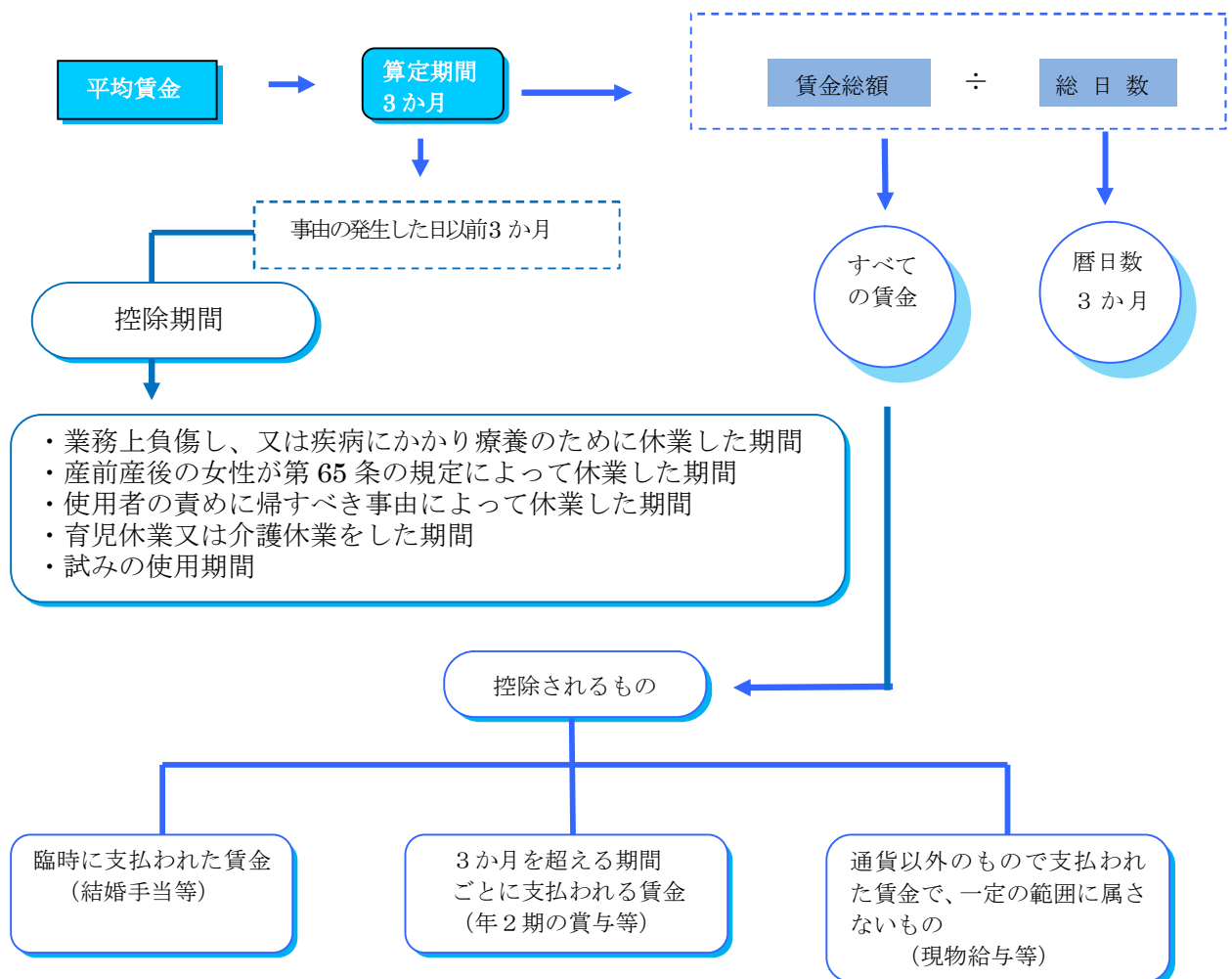


## 平均賃金の定義（法第12条）

平均賃金とは、原則として、これを算定すべき事由の発生した日以前3か月間に、その労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいいます。

- 「平均賃金を算定すべき事由の発生した日以前3か月間」とは、事由の発生した日の前日から遡る3か月であって、事由の発生した日は含みません。
- 賃金締切日がある場合には、算定事由の発生した日の直前の賃金締切日から起算します。
- 雇入れ後3か月未満の場合には、直前の賃金締切日から雇入れ日までの期間とします。ただし、直前締切日から計算すると一賃金支払期間が1か月に満たない場合は、事由の発生日前日から雇入れ日までの期間とします。なお、雇入当日の場合、2週間未満で満稼働の場合等は特別な計算方法が示されています。



## ■平均賃金算定の理由とその発生日

平均賃金の算定事由とその発生日は次の通りです。

	算定事由	発生日
①	解雇予告手当の算定(第20条解説参照)	労働者に解雇を通告した日 後に解雇日を変更した場合でも、最初に解雇の予告を行った日
②	減給の制裁の制限額の算定 (第91条解説参照)	減給の制裁の意思表示が相手方到達した日
③	災害補償の算定	死傷の原因となった事故の発生日、又は診断によってその疾病の発生が確定した日
④	年次有給休暇の日について支払われる賃金の算定(第39条解説参照)	その休暇の当日 休暇が2日以上になる場合はその最初の日
⑤	休業手当の算定(第26条解説参照)	その休業した日 休業が2日以上になる場合はその最初の日

## ■平均賃金の最低保障

原則としての算式で計算された平均賃金の金額が、次の算式の①～④で計算された金額を下回る場合は、この①～④の金額をもって平均賃金の額とする最低保障が定められています。

- ① 日給、時間給、歩合給の場合

$$\frac{\text{算定期間中の日給、時間給、歩合給の総額}}{\text{算定期間中に労働した日数}} \times \frac{60}{100}$$

- ② ①の賃金と完全月給等(\*1)の併給の場合

$$\frac{\text{算定期間中の完全月給等の総額}}{\text{算定期間中の総日数(暦日数)}} + \text{①の賃金について①による額}$$

- ③ 完全月給等以外の月給等(\*2)の場合

$$\frac{\text{算定期間中に欠勤しなかった場合に受けるべき賃金総額}}{\text{算定期間中の所定労働日数}} \times \frac{60}{100}$$

- ④ ①の賃金、完全月給等と③の賃金の併給の場合

$$\text{①の賃金と完全月給等について②による額} + \text{③の賃金について③による額}$$

(\*1)「完全月給等」とは、月や週等の一定の期間により定められ、かつ、その期間中の欠勤等により減額されない賃金をいいます。

(\*2)「完全月給等以外の月給等」とは、月や週等の一定の期間により定められ、かつ、その一定期間中の欠勤等により減額される賃金をいいます。

(注) ③と④は、算定期間が4週間以上の場合に限られます。

※ 平均賃金は、上記の方法によって計算することができない場合、又は算定される平均賃金額が著しく不適当な場合等について、上記以外の特別な計算方法が示されています。